

危険物新聞

新制度危険物取扱者試験

7月14日(日)府大で 乙種1、2、4類と丙種

消防試験研究センターによる初めての大阪府下の昭和60年度第1回危険物取扱者試験は7月14日(日)に実施されることになった。

- ▷試験日 7月14日(日)
- ▷試験場 大阪府立大学
- ▷試験種目 乙種第1、2、4類と丙種
- ▷願書受付 6月11、12日
- ▷受付場所 大阪府職員会館

受験料は銀行又は郵便振込

完成検査済証の(写)不要

新試験制度で一番変るのは、受験手数料の納入方法で次のとおりである。

- (1) 願書提出までに、あらかじめ手数料(乙種3,400円、丙種2,700円)を、郵便局又は銀行に振込むこと。

- (2) 郵便局(払込受付証明書)、又は銀行(振込連絡票)を願書の所定欄に貼付すること。
- (3) 振込様式は願書様式交付時の所定の用紙を使用すること。
- (4) 願書に実務経験の証明印は必要であるが、完成検査証のコピーは要らない。

講習は、枚方(乙4)、豊中(丙)でも

なお、受験準備講習会は、別掲のとおり、5月下旬から6月下旬にかけて、大阪、堺、茨木、枚方、豊中など9会場で実施する。

大阪市消防局課署長異動

大阪市消防局では、4月13日付で課長級19名、4月26日付で係長級36名の異動を発令した。課署長並に関係者は次のとおり。

- ▷計画課長 岡本吉晃(西淀川署長) ▷救急課長 西尾昌彦(港署長) ▷此花署長 川畑望(救急課長) ▷滝署長 鳩敏幸(総務課長代理) ▷西淀川署長 野辺勝(東副署長) ▷東淀川署長 秋田正己(住之江署長) 住之江署長 今若英男(北副署長) ▷市長部局へ 新堂衛(計画課長) ▷危険物課規制係長 三輪剛弘(学校) ▷計画課防災係長 中村寿宏(規制係長)

ポイント着々。

消火装置・警報装置・避難設備・消火器

防災のトータルプランナー **YAMATO**

ヤマトは、
綿密な防災企画の立案
優秀な防災機器の開発
そして、
最新の防災技術を駆使する
ことによって、
着々と
防災ポイントをあげています。

ヤマト消防器株式会社 SINCE 1918

■本社 〒537 大阪市東成区深江北1-7-11 TEL.06(976)0701代
■東京本社 〒108 東京都港区白金台5-17-2 TEL.03(446)7151代

優良会員を表彰

(財)大阪府危険物安全協会

（財）大阪府危険物安全協会では、5月16日、午後3時より新阪急ホテルで、昭和60年度優良会員の表彰式を開催、特別功労者8名、優良危険物取扱事業所48社、優良危険物取扱者10名、懸賞論文優秀賞受賞者3名に、それぞれ表彰状と記念品が贈られた。

《大阪府協会特別功労者》

▷ 楢崎浩二（前大阪府危険物安全協会顧問、前大阪市消防局長） ▷ 岩井正道（前大阪府危険物安全協会顧問、前堺市高石市消防組合消防長） ▷ 原徳一（前大阪府危険物安全協会参与、前岸和田市消防長） ▷ 有家昭男（前大阪府危険物安全協会参与、前交野市消防長） ▷ 松永孝行（前大阪府危険物安全協会理事、前大阪府消防防災課長） ▷ 原精太（前大阪府危険物安全協会理事、前岸和田市火災予防協会会長） ▷ 柴田実（前大阪府危険物安全協会理事、前枚方市・寝屋川市防火協会連絡協議会会長） ▷ 内田照夫（前大阪府危険物安全協会監事、前大東市火災予防協会会長）

■優良危険物取扱事業所

▷ 日本油脂㈱三国工場（大阪） ▷ 藤沢薬品工業㈱大阪工場（大阪） ▷ 参天製薬㈱（大阪） ▷ 東亜ペイント㈱大阪工場（大阪） ▷ キグナス石油㈱桜島油槽所（大阪）
 ▷ 大阪液体燃料運送㈱（大阪） ▷ 旭硝子㈱関西工場化学生産部（大阪） ▷ 明治製薬㈱淀川工場（大阪） ▷ 昭和シェル石油㈱大阪木津川油槽所（大阪） ▷ タイガー石油㈱（大阪） ▷ 浅香工業㈱（堺・高石） ▷ コーワ石油㈱毛穴給油所（堺・高石） ▷ 南花田共同倉庫（堺・高石）

▷ 畑芦原自動車教習所泉北自動車教習所（堺・高石）

▷ 住金大径鋼管㈱（堺・高石） ▷ 大阪石油化学㈱泉北工業所（大阪） ▷ 東大阪石油㈱（東大阪） ▷ 三和実業㈱（東大阪） ▷ 畑イチネン（東大阪） ▷ 畑小松製作所大阪工場（枚方・寝屋川） ▷ 東京インキ㈱大阪工場（枚方・寝屋川） ▷ 日本ペイント㈱寝屋川事業所（枚方・寝屋川） ▷ 敷島製パン㈱大阪豊中工場（豊中） ▷ 平山運送㈱（豊中） ▷ 大通産業㈱東守口給油所（守口・門真）

▷ 津田信石油㈱門真南給油所（守口・門真） ▷ 旭化成工業㈱織維加工研究所（高槻） ▷ カイト化学工業㈱大阪工場（高槻） ▷ シャープ㈱電化システム事業本部（八尾）

▷ 八千代倉庫㈱（八尾） ▷ 大阪空港交通㈱（池田）

▷ 光洋石油㈱（箕面） ▷ 神戸製鋼所茨木工場（茨木）

▷ 日本運送㈱大阪支店（吹田） ▷ 東光精機㈱（摂津）

▷ 倉田石油店（島本） ▷ 岩倉石油商会（大東） ▷ 丸高石油㈱（四条畷） ▷ 三口産業㈱（交野） ▷ 畑柏原機械製作所（柏・羽・藤） ▷ 藤本製薬㈱（松原） ▷ 田中正磁油㈱（富田林） ▷ 仲野石油㈱（美原） ▷ 畑南出煙草乾燥機製作所（狹山） ▷ 北新合板㈱岸和田製造所（岸和田） ▷ 医療法人亀廣記念医学会関西ナトリウム（泉佐野） ▷ 丸菱油化工業㈱臨海工場（泉大津） ▷ 有地磁油㈱泉南中央給油所（泉南）

■優良危険物取扱者

▷ 畑立石春洋堂 立石順一（東大阪） ▷ 畑横浜油脂運輸商会大阪営業所 木下芳和（枚方・寝屋川） ▷ 船橋石油商会 船橋降魔雄（豊中） ▷ 日本触媒化学工業㈱吹田製造所 山崎徹（吹田） ▷ 上砂商店 上砂昭義（茨木）

▷ 徳山生コンクリート㈱大東工場 星出年二（大東）

▷ 畑東洋ペアリング金剛製作所 尾上 隆（河内長野）

▷ 永本磁油㈱ 松阪章（岸和田） ▷ 片山工業㈱ 彦坂敏郎（貝塚） ▷ 白伊起毛㈱ 白野和彦（忠岡）

■懸賞論文 優秀賞

▷ 松本油脂製薬㈱ 木村允一 ▷ 三国製薬工業㈱ 川端辰司 ▷ 扶桑化学工業㈱ 植木誠太郎



暮らしに安心と安全をお届けする

屋内外消火栓設備
スプリンクラー設備
ドレンチャー設備
泡消火設備
ガス消火設備
粉末消火設備
自動火災報知設備
避難設備

創業30年の実績と経験で信頼いただけ
防災のことならサンワにお任せください

あらゆる消防設備・設計・施工・保守・点検
株式会社 三和高会

本社 大阪市西区江戸堀1丁目23番21号
〒550 電話(06) 443-2456(代)
平野営業所 大阪市平野区長吉出戸2丁目4番6号
〒547 電話(06) 707-3341



<懸賞論文 優秀賞>

「三等技術者の回想」

三国製薬工業㈱ 川端 晨司

50人足らずの化学工場に勤めて、早や27年たった。昨今の防災技術や意識の向上はどこの事業所でも最優先目標として、努力して來た成果を感じさせるものがあろう。でも自らの足跡を振り返ってみると、往時は適當な指導者もなく、今にして思えば、まことに口にするのも恥かしい様な失敗を重ねてきたものである。永年の間には良いことも1つか2つ位はしたかも知れないが、それはさておき、ここにあえて苦い経験を回想し、書きとめようとする意図は、それらは案外古くて新しい事故の原因であると感じたからに他ならない。災害の原因が最近の諸先端技術の様にめまぐるしく移り變るものであれば、工場等において安全運動の指導的立場にある人も、目先を変えて種々アッピールしやすいであろうが、現実には悪くいえアホの一つ覚えといわれかねない様な忍耐をしつつ、努力されているのではないかと思う。

そんなときこれから述べようとする幼稚な失敗の経験談も笑話の一つとしてでも、御参考にして頂けたらと思っただけのことである。

其の1 「反応容器が反応してとけてなくなる。」

脂肪酸のカリウム塩結晶を造りたいので先づ出来るだけ濃い苛性カリ液を熱して、これに脂肪酸を少しづつ加えて行きたい。さて適當な容器はないかと物色しているとアルマイトの60cm位のタライがあったので早速これに苛性カリ液を入れて火にかけると程なくシューと音がしてタライは見る見るうちにうすくなって行く。加熱源を消すのがやっとで、そこら辺りカリ液だらけになったことはいう迄もな

危険物設備の設計・施工 保安点検・検査

設備の安全を創造する

①新栄プラント建設株式会社

本社 大阪市南区南船場2丁目7番14号
〒542 (大阪写真会館)
電話 大阪(06) 271-5588(代)

い。

反省 「物を取扱うには期間の長短の差はあれ、耐蝕材料にみんな最も腐心している」

其の2 「検査用口からジャジャもれ」

配管が完了した。さて気密テストである。配管の末端のフランジ部からチッソガスを圧入し、石けん液を配管の熔接部接手部等に吹きつけ入念にテストの結果すべてOK。チッソ用フランジを外しそのあとえ、メクラフランジを当ててその日は作業終了となった。さて翌日本番の液を流すと液がもれています。何の事はない、その検査口のメクラフランジが絞めてなかったのである。

反省 「バルブにしろ何でも取付けた以上は必ず絞めよう。絞められない事情があれば外しておこう」

其の3 「ボロ靴で緊急措置失敗」

タンクの周辺に白煙が立ち込めた。発煙性の液がもれています。もれ個所が白煙のためよく判らない。事故に気付いた人が走り寄って来て砂をまき始めた。折から一陣の風が吹いて煙を吹き散らしたと見るとタンクのバルブとホース接手の間から液がはねる様に洩れているではないか、あのバルブさえ閉めれば…と駆け寄った迄はよかつ

空調設備機器製造・販売

オイルタンク用液面計
遠隔式警報ユニット液面計
各種液体タンク用液面計
フロートスイッチ・微圧スイッチ
タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全
ローコストを追求する

GIKEN

TEL 06(358)9467(代表)

 株式会社技研

〒530 大阪市北区天満4丁目11番8号 工技研ビル ☎358-9467~8

た。底のうすいしかも少しづつ切れたズック靴をはいていたのが悪く、もれて溜った液に踏込んだトタンに足に激痛が走りあわてて引返してしまった。

バルブはすぐ後に続いた立派な革靴をはいた人により閉じられ事故は終息した。ボロ靴の私は足の裏に火傷の水ぶくれを生じ、会社を休むハメになってしまった。何故そんなもれ事故が生じたかについてはバルブを開いた人が顔に液がかかったので慌ててそのまま洗い場にかけ出しましたという事である。

反省 「服装の大切さ、取りわけ薬品等を扱う場所では足まわりと首から上の防備が重要なように思われる。」



其の4 「温度上がらず黒煙あがる」

300ℓ程の小さな反応器に実験として石炭酸と濃硫酸を入れかくはんしながら加熱を始めた。160℃が目標の温度であったが一向に到達しそうにない。少し変だなとは感じたが加熱を続行するうち、排気口から黒煙がむくむく。反応器のなかは300°を楽に超えていたものと考えられる。何の事はない。温度計の感温部が内容物にふれていなかっただけのこと、これなどは全くバカも休み休みせいといいたいところであるが、実際にやってしまった事であるのどうしようもないである。

反省 「計器類は時々人を化かすことを知るべきであろう。」

其の5 「バルブが2つとも締まらない」

8000ℓの反応機であったから、当社ではかなり大きいも

の部類に入っていた。その中に熱濃塩酸が1.5t程残っており、このものを底口より別の容器に小別け、移しかえる必要があった。底部の抜口には用心のためコックとバルブ一つづつ2段に取付けあった。反応機の底部には結晶性のノロが詰っているので、これを先づ棒で突いて落し出す必要があり、下に半切りのドラム缶を受け、作業者はホースマスクを付けてこのノロをかき出しの作業をしていた。その内、液の道がついてドッと流れ出て来た。バルブ閉めろ…通常は予定通りとなる筈であったがどうした事か2つともしまらないではないか。ドラム半切の受けでは2分ともたずに溢れ出してしまう筈だ。「バケツで汲み出せ」誰かが必死に叫ぶ。がとてもガスの為近寄れたものではなかった。今でも思いだしたら冷汗が出る。結局どうして止めたかというと試験室に飛んで行きそこにあるゴム栓をわしづかみにするやホースマスクを付けている人に渡して下口のホースローパイプにそれを力込めて止めてしまった。半切ドラムの中の液は7分目程入っていただけであった。現場と試験室の距離はせいぜい15m位しかなかったのである。

反省 「もしバルブが締らなくなったらどうするかということを考えておくのも決して無駄ではない」

其の6 「釜のマンホールからふき溢れ」

ふつふつと湯気を立てながら釜のマンホールから反応物がふきこぼれ、ゆっくりと外壁を伝って流れ落ちるのをなすすべもなく、じっと目を凝らしていた時は、なきれないというより、自棄に似た感じにおそわれたものである。係の人が顔色を変えて噴いてきたぞと呼びに来られて、駆けつけた時はすでに遅し、出すべき言葉もなかったようである。石炭タールの粗成分を硫酸処理していた時のことで、小さなテーブルテストの段階でも発熱することは判っていたが、これを甘くみて、実際には1000倍近いスケールにたるのに検討を十分しなかった。そのシッペ返しは恐ろしい程間違いのないものであることを悟らざるを得なかった。

反省 「熱収支の検討は当然といえばそれ迄であるが、ものが複雑な粗成分の故にさけて通ろうという邪心が生じた。」

其の7 「タンクの下口バルブが折れた」

これも発煙性液体の満タンに入ったタンクであったが、下端近くに水平方向にバルブが取付けられていた。架台廻りの改造をしているとき、チェーンブロックにそのバルブが引っかかり上方向に引張られた。バルブは耐酸性であったが、本体そのものはイモノであり、付根の所にクラックが入ってしまった。これは大変。液は白煙を出しながらジワジワともれ始めた。

容器に受けようにも高さがなかった。始めにじみでる程

度であったが、次第に液がしたたり落ちるようになって来た。みんなのこわばった表情、しばらく物をいう人もない。やがてホースを持出して注水の用意をする者、砂をまき始める者、指揮系統がはっきりしていない。あたりは次第に臭気が拡がり始める。しかしそく見ると液の漏えい量はあまり増える傾向が見られない。そうだ、タンクのその他の口は完全に密封されているのだ。すると圧力の関係でタンクの内圧が高くなればどっと連続的に出ることはないと見られる。対応は素早やかった。ヒビの入ったバルブはけり落され、直ちにその開いた口にしっかりと栓が…。みごとに流出が止められた時は小踊りしたいような安らぎを覚えたことを今もはっきりと思い出せる。

反省 「下口のバルブ等には必ず保護ワクを設けると同時に何としてもくい止めるのだという構えが必要」

ここまで思いつくまま回顧して書いて来たがそのいづれもが10数年以上前の古い事例である。未だ若かった頃のことであるが今でも時々夢に見ることがある。まだまだ実験的な失敗が数多く頭をよぎって行くが、何となくもう書く気がしなくなった。現在の事情は全くの様變りをしており、良き指導者や環境に恵まれた今の若者は、こんな初步的な失敗をする機会は激減しているのである。

人々が危険物をあえて扱はねばならぬ事が宿命であるとすれば我々は出来る限り怠りなく知識を広め、先賢に学ぶべきであろう。偉大なニュートンも、私がデカルトより少しでも遠くを見ることが出来たとすれば、それは巨人たちの肩の上に立ったからであるという意味のことをいったという事である。これだけ情報の発達して来た時代である。その気にさえなれば危険物に対する直接的な情報や又検討指針は十分得られる筈であろう。只私の場合は適切な指導者にあまり恵まれなかったように感じているのはおのれの不勉強をカバーするある種のなぐさめというべきか。 終

関係通達

危険物取扱者

試験基準について

消防庁危 第38号 昭和60年3月28日

昭和60年3月28日付で、消防庁より「危険物取扱者試験について(通知)(消防危第38号)」の通達が発令された。

これは、4月1日より、消防試験研究センターの手で危険物取扱者試験が行なわれる事に伴ない従前の関係通達の見直しを行なったものである。

なお、これに伴い昭和35年7月27日付け自消甲予発第3号各都道府県知事あて消防庁長官通達「危険物取扱主任者試験の基準の制定について」及び昭和46年7月27日付け消防予第106号各都道府県知事あて消防庁次長通達「危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の施行について別添「丙種危険物取扱者試験基準」は廃止された。

その主な内容は、次のとおり。

記

1. 試験の程度

(1) 甲種

ア 危険物の規制に関する規則(以下「規則」という。)第55条第1項第1号に掲げる科目については、大学の一般教育科目程度とする。

イ 規則第55条第1項第2号イに掲げる科目については、大学の一般教育科目程度とする。

ウ 規則第55条第1項第2号(イに掲げる科目を除く。)に掲げる科目については、乙種における相当科目と同程度以上とする。

消防点検は…マルナカ



マルナカは、社会に「安心」を
提供する防災のプロフェッショナルです。

大阪本社 〒530 大阪市北区中崎西4丁目2番27号 TEL (06)371-7775(代)

東京本社 〒113 東京都文京区本駒込5丁目73番5号 TEL (03)944-0161(代)

神戸マルナカ 〒653 神戸市長田区東尻池町3丁目4番19号 TEL(078)681-5771(代)

エ 規則第55条第1項第3号に掲げる科目については、危険物取扱者の責務を果すに必要で、かつ、精深な程度とする。

(2) 乙種

ア 規則第55条第2項第1号に掲げる科目については、高等学校卒業程度とする。

イ 規則第55条第2項第2号に掲げる科目については、高等学校卒業程度とする。

ウ 規則第55条第2項第3号に掲げる科目については、危険物取扱者の責務を果すに必要な程度とする。

(3) 丙種

ア 規則第55条第3項第1号及び第2号に掲げる科目については、常識的基礎知識とする。

イ 規則第55条第3項第3号に掲げる科目については、危険物の取扱作業の責務を果すに必要な程度とする。

2. 試験科目的範囲

(1) 甲種

ア 規則第55条第1項第1号に掲げる科目

(ア) イ及びロに掲げる科目については、危険物の取扱作業に関する保安の監督をするに必要なものとする。

(イ) ハに掲げる科目については、各種消防設備の構造、機能、使用方法及び維持管理方法に関する一般的な基礎知識を含むものとする。

イ 規則第55条第1項第2号に掲げる科目

(ア) イに掲げる科目については、危険物の範囲、類別、品名、危険物を一括して共通する性質及び他の物質との比較、各類の総括的な性質、各類相互の比較、関連性等につき高度のものとする。

(イ) ロに掲げる科目については、危険物の類ごとの範囲、品名、共通な物理的、化学的性質及び危険性とする。

(ウ) ハに掲げる科目については、危険物の類ごとに共通する特性に基づく火災等の事故の発生及び拡大を防止するための方法、注意事項及び消火の方法とする。

(エ) ニに掲げる科目については、危険物の品名ごとの範囲、品名に属するものの名称、物理的、化学的性質及び危険性とする。

(オ) ホに掲げる科目については、品名ごとの一般的性質に基づく火災等の事故の発生及び拡大を防止するための方法、注意事項及び消火の方法とする。

ウ 規則第55条第1項第3号に掲げる科目については、消防法、危険物の規制に関する政令（以下「政令」という。）及び規則とする。なお、政令第4章に規定する事項であって、規則第55条第1項第2号に掲げる科目における内容と重複するものについては、この科目として出題するものとする。

(2) 乙種

ア 規則第55条第2項第1号に掲げる科目については、甲種における相当科目の例に準ずるものとする。

イ 規則第55条第2項第2号に掲げる科目

(ア) イに掲げる科目については、危険物の範囲、類別、品名、危険物を一括して共通する性質及び他の物質との比較、各類の総括的な性質、各類相互の比較、関連性等とする。

(イ) イ以外の科目については、受験に係る類について、甲種における相当科目の例に準ずるものとする。

ウ 規則第55条第2項第3号に掲げる科目については、甲種における相当科目の例に準ずるものとする。

安全追求の時代。
産業界で今、注目されている
防・消火機器!
放電加工機専用自動消火装置
(インブリブ)

各種産業機械用自動消火装置
(キャビネット)

ネス・フランジ消火器

株式会社 初田製作所

本社工場/大阪府枚方市招提田近3-5 TEL (0720) 56-1281㈹
大阪支社
大阪市西淀川区千舟1丁目5番47号 TEL. (06) 473-4870
京都枚方営業所
大阪府枚方市招提田近3丁目5番地 TEL. (0720) 56-1280

80年代/ハツのロマン●ハツのロマンはお客さまと共にします●ハツのロマンは市場を豊かにします●ハツのロマンは技術革新に挑戦します

(3) 丙種

- ア 規則第55条第3項第1号に掲げる科目については、燃焼及び消火の原理についての常識的基礎知識に関するものとする。
- イ 規則第55条第3項第2号に掲げる科目については、丙種危険物取扱者が取り扱うことができる危険物の一般的性質並びにその火災予防及び消火の方法についての常識的基礎知識に関するものとする。
- ウ 規則第55条第3項第3号に掲げる科目については、消防法、政令及び規則のうち、危険物の取扱作業の責務を果すに必要な知識に関するものとする。

3. 試験の方法

- (1) 出題数は、別表に掲げるところによるものとする。
- (2) 問題の型式については、択一式による等解答の正誤を客観的に判定できる方式を採用するものとする。
- (3) 問題の内容については、実際的で、かつ、必要性の強いものを重点とするものとする。

別 表

出題数及び合格基準				
種別	科 目		出題数	合格基準
甲種	1	物理学及び化学	10	60%以上
	2	危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法	20	60%以上
	3	危険物に関する法令	15	60%以上
乙種	1	基礎的な物理学及び基礎的な化学	10	60%以上
	2	危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法	10	60%以上
	3	危険物に関する法令	15	60%以上
丙種	1	燃焼及び消火に関する基礎知識	5	60%以上
	2	危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法	10	60%以上
	3	危険物に関する法令	10	60%以上

関係図書のあっせん

- 図解 危険物施設の早わかり ① 2,500円
- 図解 危険物施設の早わかり ② 3,000円
- 図解 危険物施設の早わかり ③ 2,800円
- 図解 危険物施設の早わかり ④ 2,600円
- 大阪市火災予防条例 (60.11改正) 500円
- 危険物安全管理必携 2,500円
- 危険予知訓練シート集 500円
- 図解危険物事故の原因と対策 1,200円
- 各種定期点検記録表 (様式)
- 各種申請用紙
- 各種標識・掲示版

大阪市危険物安全協会

電話 531-5910

- (4) 甲種の場合において、規則第55条第1項第2号(イを除く。)に掲げる科目の問題については、特定の類に偏ることのないよう配意するものとする。
- (5) 科目内における問題の配点は均等とする。
- (6) 試験時間については、問題の内容に応じて十分に与えるものとする。

4. 合格の判定基準

試験の得点数が各科目ごとにそれぞれ別表に掲げる合格基準に達した者を合格とする。ただし、規則第55条第5項に基づき、試験科目の一部を免除される者については、免除される科目と同一科目のうち、免除を受けない他の科目的合計について、別表に掲げる合格基準に達した者をもって合格者とする。

消防機器の

トップ・メーカー



消防自動車から消火器まで



森田ポンプ株式会社

本社 大阪市生野区小路東5-5-20

☎ 06 (751) 1351 (大代表)



危険物取扱者養成講習ご案内

昭和60年度第1回危険物取扱者試験実施に際し、受験者の予備知識向上のため、次のとおり受験準備講習会を開催いたします。

1. 日時・会場

期 別		講 習 日	時 間	会 場
乙 種 類	1、2 4 類	1 期 5月27日(月)、6月7日(金) 6月18日(火)	9時30分～16時	大 阪 府 商 工 会 館
	4	2 期 5月29日(水)、6月10日(月)	9時30分～16時	大 阪 府 商 工 会 館
	3 期	6月6日(木)、6月19日(水)	10時～16時30分	堺 市 立 勤 労 会 館 <small>(高野線堺東駅ヨリ13分) (阪堺線宿院駅ヨリ6分) (安井町バス停ヨリ3分)</small>
	4 期	6月5日(水)、6月17日(月)	9時30分～16時	茨 木 市 商 工 会 館 <small>(茨木駅ヨリ約13分)</small>
	5 期	6月4日(火)、6月21日(金)	10時～16時30分	枚 方 市 民 会 館 <small>(京阪枚方市駅ヨリ3分)</small>
	6 期 (夜)	6/4(火)、6/11(火)、6/13(木) 6/18(火)、6/20(木)、6/25(火)	18時～20時30分	大 阪 府 商 工 会 館
	日曜コース	6月2日(日)、6月16日(日) 6月23日(日)	9時30分～16時30分	大 阪 府 立 労 働 セ ン タ ー <small>(地下鉄天満橋駅西へ約5分)</small>
丙 種	A 組	6月3日(月)	10時～16時	大 阪 府 商 工 会 館
	B 組	6月28日(金)	10時～16時	豊 中 市 民 会 館 <small>(阪急曾根駅ヨリ2分)</small>

(注) 1期で4類のみ受験者は、5月27日と6月7日の2日間です。科目免除者の各論撰択受講を取扱います。

夜間及び日曜コースは、初心者向き講議とし、延約15時間とし、もぎテストを行います。

2. 受付期間と場所

受 付 場 所	日 時
豊中市消防本部内（阪急宝塚線・豊中駅より南へ5分） 豊中防火安全協会	5月20日（月）午前 9:30～11:30
茨木市消防本部内 茨木市災害予防協会	5月20日（月）午後 2:00～ 4:00
枚方消防署内（京阪・枚方市駅より南へ5分） 枚方市防火協会	5月21日（火）午前10:00～11:30
（地下鉄・守口駅前） 守口消防署	5月21日（火）午後 2:00～ 4:00
岸和田市消防本部内 岸和田市火災予防協会	5月22日（水）午後 2:00～ 3:30
東大阪市西消防署内（近鉄・小坂駅北へ6分） 東大阪市西防火協力会	5月22日（水）午前10:00～11:30
堺市消防署内（阪堺線・大小路駅前） 堀防災協会	5月23日（木）午後 2:00～ 4:00
四ツ橋ビル8階（地下鉄・四ツ橋駅北出口2号） 大阪府危険物安全協会	5月24日（金）午後 1:00～ 4:00 5月25日（土）午前 9:00～11:00

3. 夜間コース、日曜コースの申込方法

夜間（定員63名）、日曜（定員100名）コースは電話（06-531-9717）で予約受付、定員に達し次第締切。

4. 受講会費（テキスト代を含む）

種 類	会 員	会 員 外	備 考
乙 種	1期 8,000円 (2,000円)	9,000円 (2,000円)	（ ）は科目免除でテキスト は含まない。
	2期・3期・4期・5期 8,000円	9,000円	
	6期（夜） 10,000円	12,000円	
	日曜コース 11,000円	13,000円	
丙 種	3,000円	4,000円	